

## 富士地域医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県保健医療計画(以下「計画」という。)に基づき、富士圏域に富士地域医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に関する必要な事項を協議する。

### (会長及び委員)

第3条 協議会の会長は、富士保健所長を充てる。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。

- (1) 市長
- (2) 郡市医師会長、郡市歯科医師会長及び郡市薬剤師会長
- (3) 公立、公的病院等の長
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) その他関係機関若しくは団体の代表又はそれに準ずる者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 その他部会の運営に必要な事項は部会の設置要綱において定める。

### (報告)

第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、富士健康福祉センターにおいて処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成12年12月1日から委嘱される委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成19年8月1日から委嘱される委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成27年9月18日から委嘱される地域医療構想策定作業部会委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成29年12月4日から施行する。